

SUGUNI株式会社
許可番号:27-ユ-300343

＜紹介手数料の返金について＞

当社が〔人材紹介〕あるいは〔紹介予定派遣〕によりご紹介した人材が 入社後一定期間内に 離職した場合は 下記【料金表】に基づき 紹介手数料の一部を返金致します。

離職理由を文書にて通知頂き【料金表】より算出された返金額を請求頂ければ 請求書を受領した日から1ヶ月以内に 指定の口座へ返金致します。

尚、請求時には 離職を証明する 公共機関発行の書類（写し）が必要となります。

【 料金表 】

雇用に至った場合のみ 発生する 料金表。	雇用したが、下記の理由で離職した場合の返金 ＝〔紹介料(外税)〕×〔返戻率(%)〕 ・人物又は技術力に問題がある解雇。 (解雇理由の文字による連絡必要)。 ・経済環境, 社会情勢 等による 会社都合解雇。 (解雇理由の文字による連絡必要)。 ・自己都合による退職。					
紹介料(外税) = 理論年収×(%)	返 戻 率 (%)					
	1ヶ月未 満の離職	2ヶ月未 満の離職	3ヶ月未 満の離職	4ヶ月未 満の離職	5ヶ月未 満の離職	5ヶ月以 後の離職
～100%	80.0	62.5	45.0	27.5	10.0	なし